委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月18日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○ 知事	市区町村長等
2. 都道府県名	熊本県	
3. 市区町村名	菊陽町	
4. 届出番号	8	
5. 独自利用事務の事例番号	94-3	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.kikuyo.lg.jp/soshiki/detail.php?lif_id=8692	

執行機関名 菊陽町長

介護サービス等の給付に関する事務(介護用品支給に関する事務、日常生活用 具の給付に関する事務、住宅改造等費用助成に関する事務、移動支援に関する 事務等(介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。))

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収 に関する事務であって主務省令で定めるもの	在宅の要介護高齢者、重度の身体障害者又は身体障害児及び重度の知的障害者又は知的障害児に対する住宅改造助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの(高齢者)
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		菊陽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第6の項在宅の要介護高齢者、重度の身体障害者又は身体障害児及び重度の知的障害者又は知的障害児に対する住宅改造助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第1条	菊陽町住宅改造助成事業実施要綱(平成9年菊陽町要綱第15号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この事業は、 <u>在宅の要介護高齢者</u> 、重度の身体障害児(者)及び重度の知的障害児(者)(以下「要介護高齢者等」という。)がいる世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成することにより、要介護高齢者等の在宅での自立促進、寝たきり防止及び介護者の <u>負担軽減</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		菊陽町住宅改造助成事業実施要綱(平成9年菊陽町要綱第15号)